

## 住宅宿泊事業法への対応について

「北海道・札幌市 民泊コールセンター」の状況

【平成30年5月30日～11月30日】

### 1 苦情・通報の件数（延べ数）※1

	苦情・通報件数（延べ）		
		道受付分※2	札幌市受付分
前回までの取りまとめ（10月30日時点）小計	109件	28件	81件
5月※3	3件	1件	2件
6月	41件	8件	33件
7月	32件	6件	26件
8月	21件	10件	11件
9月	5件	0件	5件
10月	7件	3件	4件
今回取りまとめ（11月30日時点）小計	10件	2件	8件
11月	10件	2件	8件
合計（5月～11月）	119件	30件	89件

※1 同一住宅に関して複数の苦情・通報があった場合は、その都度、件数を計上。

※2 道は札幌市を除く保健所設置3市（函館市・小樽市・旭川市）が所管する旅館業法にかかる案件についても受け付け、各市に対応を依頼。

※3 5月はコールセンターが開設した5月30日及び5月31日のみ。

### 2 苦情・通報の内容及び対応状況等（道受付分（11/1～11/30）の2件）

#### ① 住宅宿泊事業法届出住宅に関する苦情等〔1件〕

〔家主居住の実態に関する通報（届出住宅）〕

- ・観光局において、事業者への聴取を実施した結果、家主居住の状態が不十分であることを確認したことから、改善を指導。当該事業者において所要の改善措置を講じる旨を確約。（家主居住の状態を徹底するため、複数名による事業実施を予定。）

② 無届出・無許可営業の疑いの通報

〔1件（市保健所）〕

- 市保健所において、現地調査を実施し、届出書の提出を指導。